



議 会

市議会について

 議会事務局 議事課

市議会のしくみ

市民の代表 市議会

市議会は、市の意思を決定する議決機関です。本市の市議会議員の定数は、条例で18人と定められ、4年ごとの選挙で市民の代表として選ばれています。

市議会は、毎年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会のほか、必要に応じて、臨時会も開かれます。市議会では、一般会計および特別会計の予算および決算のほか、条例、工事の契約などの重要事項を議決し、まちづくりを進めています。

また、市議会には、市執行機関に対する検査権・監査請求権・調査権などの監視的権限が与えられており、議員が市の一般事務に関する質問を行ったり、請願や陳情を審議するほか、国などに対する意見書や議会の意思を決定(決議)しています。

本会議

本会議は、全議員で議案などを審議し、議会の最終的な意思を決定する会議です。

本会議の議事は、議長が主宰し、地方自治法や会議規則などに定められた手続とルールに従って運営しています。

また、本会議の様子は、インターネット中継(ライブ中継と録画中継)により、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末でも見ることができます。

会議録の閲覧

本会議の質問や答弁などを記録した会議録は、市議会のホームページのほか、議会図書室、中央図書館および市役所情報公開コーナーでもご覧いただけます。

委員会

委員会は、議会の内部組織として、本会議における幅広い多様な案件審議の予備的審査・調査機関として設置されています。

委員会には、常に設置されている常任委員会と議会運営委員会、また、必要に応じて設置される特別委員会があります。

委員会名	定数	所管事項
総務産業建設常任委員会	9人	総合政策部、総務部、市民生活部、都市整備部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会に関する事項(一般会計の予算および決算に関するものを除く。)並びに他の常任委員会に属さない事項
文教厚生常任委員会	9人	健康福祉部、福祉事務所および教育委員会に関する事項(一般会計の予算および決算に関するものを除く。)
予算決算常任委員会	18人	一般会計の予算および決算に関する事項
議会運営委員会	8人	議会の運営に関する事項、請願書・陳情書の取扱いなどに関する事項

市議会の傍聴(秘密会である場合を除く。)

本会議の傍聴

本会議は、定例会、臨時会とも、会議公開の原則に基づき、一般に公開され、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望する人は、本会議の当日、庁舎3階の議会事務局で受付していますので、傍聴申込書に住所および氏名を記入のうえ、傍聴してください。

委員会の傍聴

委員会は、本会議と同じ手続で傍聴することができます。

請願・陳情

市政などへの要望や意見がある場合は、市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

請願書や陳情書には、件名、趣旨(要旨および理由)、提出年月日、請願(陳情)者の住所および氏名を記載(署名または記名押印)のうえ、議長宛てに提出してください。なお、請願の場合は、紹介議員が必要になります。

提出された請願書や陳情書の取扱い(委員会付託など)は、議会運営委員会で決定します。

請願書・陳情書は、いつでも受付していますが、定例会開会前の議会運営委員会開催日の前々日の17時までに議会事務局に提出されたものが、その会期中の審議対象となります。

その他詳細について知りたいことや、ご意見などがございましたら議会事務局にお問い合わせください。